

大阪市立榎本小学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成28年3月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「『生き抜く力』を育成する教育活動を創造する ～子どもに寄り添い、自尊感情を高める～」の教育目標達成のために「榎本小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の点をあげる。

- ① いじめを生まない学校・学級づくりといじめを許さない学校の雰囲気づくり
- ② 早期発見・早期解決
- ③ 問題解決に向けた体制整備

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 学習規律の確立や配慮を要する児童への対応
 - ・6年間を通して一貫した学習規律を校内で確立し、規範意識と秩序のある児童の育成を図る。
 - ・個々の自尊感情や自己肯定感を高めることで、他者にも優しい目を向けられる児童を育成し、配慮を要する児童を学級の中心に据えた暖かな雰囲気の学級経営を図る。
- ② 「わかる授業」づくり
 - ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを研究することで、全ての児童に「わかる喜びを感じられる授業」づくりを工夫する。
 - ・全教員が年間で少なくとも一回の授業公開を行い、相互参観することで教職員のスキルアップを図る。

③ 学力向上にむけて

- ・全国学力・学習状況調査や 1 年間の学習結果を分析し各学年・学校の課題を探り、学力向上に向けた取り組みを進める。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組について
 - ・特別活動の充実を図り、個々が活躍できる場の設定を工夫することで、自己有用感を高める。
- ② 人とのつながりを感じることでできる集団づくりについて
 - ・特別活動を中心とした学習活動の中で、コミュニケーション能力を高める。
- ③ 児童を認め、誉める指導を充実させるための取組について
 - ・教職員全員が「子どもの良さ」を視点に入れた指導に取り組むことで、「ほめる」指導に繋げる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 道徳教育を中心に、全教育活動において、「いじめ」を決して許さない態度の育成とともに人権感覚に優れた児童の育成を図る。
- ② 陸前高田市立横田小学校との「心の交流」を通じて、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感できる取り組みを行う。
- ③ 「いじめアンケート」を活用し、傍観者もいじめに加担している（加害者）側であることを理解させ、「見て見ぬふり」できない集団づくりを行う。
- ④ 情報モラル教育に積極的に取り組んでいく。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 月に 1 回、生活指導連絡会を持ち、全教職員で気になる児童の様子を共通理解し、全員の目で見守る。
- ② 学期 1 回の「いじめアンケート」結果の分析から、適切な面談や聞き取りを行い、累積し記録する。
- ③ スクールカウンセラーや外部機関との積極的な連携を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

いじめ発見時の流れ ～発見から解決までのプログラム～

- ・ **いじめ発見**…学級担任自身、または周囲の判断によりいじめと認識
被害児童を中心に、加害児童も含め周りの児童からも十分な聞き取りを行う。
↓
 - ・ **報告**…いじめ発見直後、必ず管理職と生活指導部長へ連絡・報告
↓ ※学級担任と学年主任が報告する。
 - ・ **管理職の判断**…実態把握・今後の対応→特別生活指導委員会の招集（発見当日）
→被害児童・加害児童ともに保護者に連絡
- ※被害状況に応じて、委員会へ連絡、警察などの関係機関との連携。（学校長判断）
- ・ **委員会開催**…今後の対応、経過観察期間確認
↓ 被害児童保護者への報告
必要に応じて両保護者との面談・話し合い等も迅速に行う
 - ・ **決定内容を職朝・学打ちなどで報告**…全職員で取り組む
↓
 - ・ **経過観察後、委員会再招集**…経過確認、今後の対応
※最終解決の判断は学校長が決定する。必ず被害児童とその保護者に確認後の判断。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織 <榎本小学校 生活指導体制>

- ① 通常体制…担任＋学年＋生活指導部長＋管理職
けんか・短期不登校 等

※学年打ち合わせ会では、生活指導上、気になる児童の状況について学年で常に共有化する。また、保護者対応があった場合は必ず担任から学年に報告する。また、生活指導連絡ノートへの記録・提出（生活指導部長・管理職確認）。

- ② 生活指導委員会…担任＋学年＋生活指導部＋管理職

万引き・長期不登校・分団（集団登校班）トラブル・他校とのトラブル・深夜徘徊 等

- ③ 特別生活指導委員会

…担任＋学年＋各学年主任＋養護教諭＋教務＋生活指導部長＋管理職
常習性が疑われる問題（いじめ・万引き・喫煙・飲酒・薬物使用）・学級騒乱・
育児放棄等

「いじめ」問題を最重大事案と考え、発見と同時に特別委員会を招集し対応に当たる。

【年間計画】

—委員会—

- ・生活指導連絡会・・・毎月実施

－調査等－

- ・児童対象いじめアンケート・・・各学期実施
- ・保護者対象いじめアンケート・・・年2回実施
- ・教育相談等を通じた学級担任による児童からの聞き取り・・・随時

－研修会－

- ・人権教育実践研修会
- ・人権教育実践交流会
- ・児童理解研修会（年2回）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校協議会で報告し、必要に応じて協力要請をする。
- ② ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発を行う。

(3) 取組内容の検証

- ① P D C Aサイクルを活用し、取組が適切に行われたか検証する。
- ② 改善が必要な場合は速やかに見直しを行う。

7. 重大事案への対処

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
- 等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。